（事務の委託）

第十三条の二　［略］

２　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］		
第十三条第一項第一号	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項各号において同じ。）	委託管理団体（第八条第四項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項並びに第十六条第三項各号において同じ。）
第十三条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第三項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第十六条第三項各号及び第十七条	［略］	［略］

（期間の変更）

第十四条　［略］

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

３　総務大臣は、前項の規定による報告があった場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

［４　略］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ及びヘ、同項第四号ハ並びに同項第七号ニ及びホに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［２　略］

（報告の義務及び方法）

第十六条　住宅・土地統計調査に当たっては、調査事項について、調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

２　調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うものとする。

（事務の委託）

第十三条の二　［同上］

２　［同上］

［同上］		
第十三条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項において同じ。）	委託管理団体（第八条第四項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項並びに第十六条第三項において同じ。）
第十三条第二項及び第三項	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第十六条第三項及び第十七条	［同上］	［同上］

（期間の変更）

第十四条　［同上］

２　都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

３　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

［４　同上］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ、同項第四号ハ並びに同項第七号ロ及びハに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［２　同上］

（報告の義務及び方法）

第十六条　住宅・土地統計調査に当たつては、第六条第一項に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

２　世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うものとする。